

阿南工業高等専門学校キャリア支援室規則

(平成20年 5 月14日)

(規 則 第 2 号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に阿南工業高等専門学校キャリア支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、低学年からのキャリア教育の推進を図り、学生に職業観・倫理観を持たせるための支援を行うと共に、就職・進学活動、インターンシップ及びコーオプ教育に関する指導や助言を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア教育の企画及び実施に関する事項
- (2) インターンシップの企画及び実施に関する事項
- (3) コーオプ教育の企画及び実施に関する事項
- (4) 就職及び進学ガイダンス等の企画及び実施に関する事項
- (5) 就職及び進学に関する情報等の収集及び提供に関する事項
- (6) 就職及び進学支援のための広報に関する事項
- (7) 進路相談に関する事項
- (8) 所掌事項に係る自己点検・評価に関する事項
- (9) その他学生の進路支援に関する事項

(職員)

第4条 支援室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長（インターンシップ・就職支援担当）
- (3) 副室長（コーオプ教育担当）
- (4) 副室長（進学支援担当）
- (5) キャリア教育担当教員
- (6) インターンシップ担当教員
- (7) コーオプ教育担当教員
- (8) 就職担当教員
- (9) 進学担当教員
- (10) 進路支援教員
- (11) その他室長が指名する者

(室長)

第5条 室長は、本校の教員の中から、校長が指名した者をもって充て、支援室の業務を掌理する。

2 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した副室長がその職務を代行する。

(副室長)

第6条 副室長は、本校の教員の中から、室長が指名した者をもって充て、室長の職務を補佐する。

(キャリア教育担当教員、インターンシップ担当教員、コーオプ教育担当教員、就職担当教員及び進学担当教員)

第7条 キャリア教育担当教員、インターンシップ担当教員、コーオプ教育担当教員、就職担当教員及び進学担当教員は、各コースから選出された者各1名をもって充て、支援室の業務を行う。

2 室長が必要と認める場合、本校教員の中から室長が選出した者若干名を各担当教員に加えることができる。

(進路支援教員)

第8条 進路支援教員は、非常勤教員をもって充て、支援室の業務を行う。

(任期)

第9条 第4条第1項第2号から第11号に掲げる職員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第10条 支援室に関する事務は学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。